第二十条の二の見出し中「返還」を「返還等」に改め、同条中「第十八条第二項、第十九条第二項及び第二十条第三項の規定により通知を受けた日本銀行本店から新たな預託金証書の送付」を「第十五条第三項、第十八条第三項、第十九条第三項及び第二十条第四項の規定により日本銀行本店から新たな預託金証書の交付もしくは送付を受けたとき又は財務省理財局長から新たな預託金証書の送信」に改め、「返還」の下に「又は送信」を加える。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（預託金証書の送信の特例）

**第二十九条**　財務省理財局長は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格等により送信した預託金証書の有効性を保持するための措置をとる必要があるときは、当該措置を講じた新たな預託金証書を担当者に送信するものとする。

別表第二号書式第二片を削り、同書式中「第三片」を「第二片」に改める。

（財政融資資金出納及び計算整理規則の一部改正）

**第三条**　財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和四十九年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、財務省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年財務省令第十七号）第八条に規定する電子情報処理組織を使用して提出される借用証書を除く。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十一年十一月二日から施行する。

（旧書式の使用）

**第二条**　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

## 告　示

**○総務省告示第四百五十七号**

統計法施行規則（平成二十年総務省令第百四十五号）第十一条第一項第七号、第十二条第二項及び第十三条第一項（これらの規定を同令第十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、委託申出書等に記載する事項及び統計の作成等に係る依頼書等の様式を定める件を次のように定め、平成二十一年十月一日から施行し、委託申出書等に記載する事項及び統計の作成等に係る依頼書等の様式を定める件（平成二十一年総務省告示第六十号。以下「旧告示」という。）は、同日から廃止する。

平成二十一年九月三十日

総務大臣　原口　一博

委託申出書等に記載する事項及び統計の作成等に係る依頼書等の様式を定める件

（用語）

**第一条**　この告示において使用する用語は、統計法（平成十九年法律第五十三号）、統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）及び統計法施行規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（委託申出書に記載する事項）

**第二条**　規則第十一条第一項第七号の総務大臣が告示で定める事項は、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　規則第十条第一号に該当する申出　次に掲げる事項

イ　委託申出者（委託申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人）の所属、職名及び連絡先

ロ　代理人によって申出をするときは、当該代理人の所属、職名及び連絡先

ハ　統計の作成等の処理内容に係る仕様

ニ　統計成果物の直接の利用目的が学術研究目的である旨

ホ　学術研究の名称、必要性、内容及び実施期間

ヘ　学術研究の成果を公表する方法

ト　統計成果物の提供を受ける方法及び年月日並びに当該年月日を希望する理由

チ　イからトまでに掲げるもののほか、行政機関の長又は届出独立行政法人等が特に必要と認める事項

二　規則第十条第二号に該当する申出　次に掲げる事項

イ　前号イ、ロ、ハ及びトに掲げる事項

ロ　統計成果物の直接の利用目的が高等教育目的である旨

ハ　統計成果物を利用する学校及び学部学科の名称並びに授業科目の名称、目的、内容及び実施期間並びに統計成果物を授業科目で利用する必要性及び方法

ニ　授業科目の実施結果を公表する方法

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、行政機関の長又は届出独立行政法人等が特に必要と認める事項

（提供依頼申出書に記載する事項）

**第三条**　規則第十六条において準用する同令第十一条第一項第七号の総務大臣が告示で定める事項は、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　規則第十五条第一号に該当する申出　次に掲げる事項

イ　提供依頼申出者（提供依頼申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人）の所属、職名及び連絡先

ロ　代理人によって申出をするときは、当該代理人の所属、職名及び連絡先

ハ　提供を受ける匿名データのファイル（統計調査の期日又は期間及び調査票情報の種類を勘案して行政機関の長又は届出独立行政法人等によってまとめられた匿名データの集合物）の数

ニ　匿名データの直接の利用目的が学術研究目的である旨

ホ　学術研究の名称、必要性、内容及び実施期間

ヘ　匿名データを利用する方法及び期間並びに匿名データを利用して作成する統計等の内容

ト　学術研究の成果を公表する方法

チ　匿名データを取り扱う者の全員の氏名、所属及び職名

リ　匿名データの提供を受ける方法及び年月日並びに当該年月日を希望する理由

ヌ　現に提供を受けている又は今後提供を依頼する予定のある我が国の匿名データ又は調査票情報の名称、年次その他の当該匿名データ又は調査票情報を特定するために必要な事項

ル　イからヌまでに掲げるもののほか、行政機関の長又は届出独立行政法人等が特に必要と認める事項

二　規則第十五条第二号に該当する申出　次に掲げる事項

イ　前号イ、ロ、ハ、ヘ、チ、リ及びヌに掲げる事項

ロ　匿名データの直接の利用目的が高等教育目的である旨

ハ　匿名データを利用する学校及び学部学科の名称並びに授業科目の名称、目的及び内容並びに匿名データを授業科目で利用する必要性及び期間

ニ　授業科目の実施結果を公表する方法

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、行政機関の長又は届出独立行政法人等が特に必要と認める事項